

平成 29 年度 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 離職介護人材再就職準備金申請者募集要項

平成 29 年 4 月
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

茨城県内で介護福祉士など介護の知識や経験を有する方が社会福祉施設等に再就職する際の準備に必要な費用の貸付制度です。

平成 29 年度の離職介護人材再就職準備金の申請方法は次のとおりです。就労した事業所、施設等を通して申請してください。

1 募集期限 平成 30 年 2 月 28 日（水）まで
〔平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までに再就職した方〕

2 貸付金額【無利子】
離職介護人材再就職準備金 40 万円以内（一人一回限り）

3 貸付対象者
平成 29 年 3 月 1 日以降平成 30 年 2 月 28 日までの期間に、介護職員処遇改善加算の算定対象となる介護サービスを提供する事業所又は施設のうち、介護職員処遇改善加算を算定しているもの又は地域医療介護総合確保基金を活用して実施する認証・評価制度において一定の評価を得ているものなどの介護人材の確保・育成に努めていると茨城県知事が認める事業所又は施設に介護職員等として就労し、次の（1）から（3）の全てに該当する人です。

（1）介護職員処遇改善加算※の算定要件とされる介護職員等としての実務経験を 1 年以上（雇用期間が通算 365 日以上かつ介護等の業務に従事した期間が 180 日以上）有する人

※介護職員処遇改善加算

「厚生労働大臣が定める基準」（平成 12 年厚生省告示第 25 号）第 4 号等において、その賃金改善が、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）に規定する介護職員処遇改善加算

（2）介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次の①から③のいずれかに該当する人

①介護福祉士

②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した人

③介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修を修了した人（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）附則第 2 条の規程に基づき、介護職員初任者研修を終了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修、1 級課程、2 級課程を修了した者をいう。）を含む。）

- (3) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、茨城県福祉人材センターに氏名及び住所等の登録した人

4 申請方法 ※ 就労開始日から2ヶ月以内に申請にしてください。

就労した事業所、施設等において、雇用証明書を作成してもらい、下記1から8までの書類を揃えて茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）へ提出してください。

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	離職介護人材再就職準備金貸付申請書	第3号様式	・ 連帯保証人の所得を証明する書類、印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）を添付してください。 ※連帯保証人が1名必要です。（連帯保証人の要件は次のとおり） ア 独立の生計を営む成年 イ 申請者が未成年の場合は法定代理人であること
2	住民票	—	・ 世帯全員の住民票（3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※マイナンバー及び本籍地の記載は不要
3	雇用証明書	第5号様式	・ 就労した事業所、施設等において作成してください。
4	介護職員業務従事期間等証明書	第6号様式	・ 就労していた事業所、施設等において証明してもらってください。
5	再就職準備金利用計画書	第7号様式	・ 再就職に要する費用等を記載してください。
6	介護人材であることを証する書類等	—	・ 介護福祉士登録証の写、実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得したことを証する書類、又は介護職員初任者研修を修了証の写等
7	茨城県福祉人材センター登録証の写し	—	
8	申請チェックリスト	—	

再就職のための準備金の対象経費の例（再就職のために必要な一時的な経費）

- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費
- ・ 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習参加経費
- ・ 参考図書等の購入
- ・ 就職のために転居を伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借上げに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 仕事で使用する被服費、道具、靴等購入費用
- ・ 通勤に要する移動用自転車等の購入費（自動車、バイク等含む） など

5 貸付の決定

- ・提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。
- ・貸付決定となった方には、修学資金等借用証書、振替口座申込書等の書類を郵送しますので、下記日程で開催予定の説明会に参加のうえ、県社協へ提出してください。

〔説明会予定日〕毎月第4月曜日午後

※やむを得ない事情で上記日程に参加できない場合は、ご連絡ください。

6 貸付金の交付

- ・申請者の印鑑登録証明書を添付した修学資金等借用証書、振替口座申込書等が提出され、書類審査が終了した後、貸付の契約が締結となり、貸付金を交付します。原則として貸付契約の締結後、翌月15日支払い（15日が休日等の場合は直前の平日）となります。

7 貸付金の返還について

- ・貸付金は、返還の免除事由に該当する場合を除いて、1年以内の期間（返還開始が猶予されたときは、この期間と猶予された期間を合算した期間）内に、月賦、半年賦の均等払又は一括払の方法により返還していただきます。

8 貸付金の返還免除

- ・再就職してから、引き続き2年間業務に従事したとき貸付金の返還免除となります。

9 留意事項

- ・貸付を受けている期間及び返還免除となるまでの期間は、毎年、指定した期日までに提出していただく書類があります。詳細は貸付契約（説明会）の際にご説明します。

10 お問い合わせ及び書類の提出先

〒310-8586 茨城県水戸市千波町 1918

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

TEL：029-350-8366（電話受付時間は平日9:00~12:00、13:00~17:00）

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（修学資金担当）

【電 話】 0 2 9 （ 3 5 0 ） 8 3 6 6